

## 2. 個人番号カードの申請について

### 個人番号カードの交付申請は任意（希望される方のみ）です。

#### <利用を希望される方は>

個人番号カードを本人確認書類にされる方や電子申請等で利用される方は、申請書に写真を貼って同封の返信用封筒により申請してください。

※個人番号カードの交付を受けるときは、引き換えに通知カードを市区町村窓口で返納することになります。

※住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの場合、両方のカードを所持することはできません。個人番号カード取得の際には、通知カードのほかに住基カードも返納することになります。

(キリリ)

表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日	年	月	日
申請者氏名(自署)			印

● 以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書<sup>※</sup> ※15歳未満の方、成年被保護人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書

フリガナ	本人との関係
代理人氏名(自署)	印
代理人住所	(電話番号: )

【ご注意】表面の記載事項のうち、印刷ミス・項目・塗りつぶしがある場合、申請は受付けできませんので、お間違ひは返付せず、お住まいの市区町村窓口にお問合せください。

(キリリ)

●申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

※取り戻った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大事に保管願います。



マイナンバー

## 3. 民間事業者のみなさまへ

### 平成 28 年 1 月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成 など

#### マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要！

\*従業員等のマイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ

\*事業者は社会保障に関する手続き書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して役場に提出

\*マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ

#### ポイント

- ・「利用目的」をきちんと明示する必要があります。
- ・マイナンバーは社員番号や顧客管理番号としては使えません。
- ・年度毎にファイリングするなど、廃棄や削除を前提に「保管体制」を確認しましょう。

ガイドラインのダウンロードはこちらを参照ください→

特定個人情報保護委員会

検索

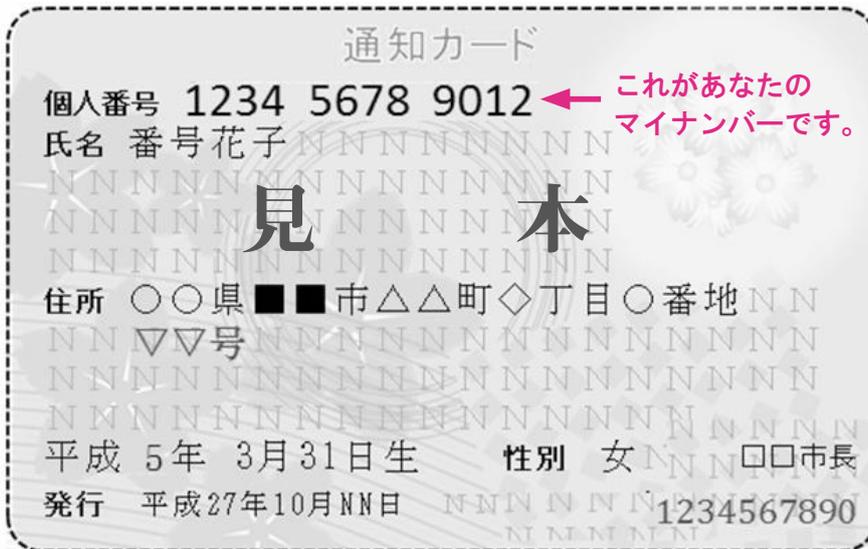


# マイナンバー



## 「通知カード」と「個人番号カード」

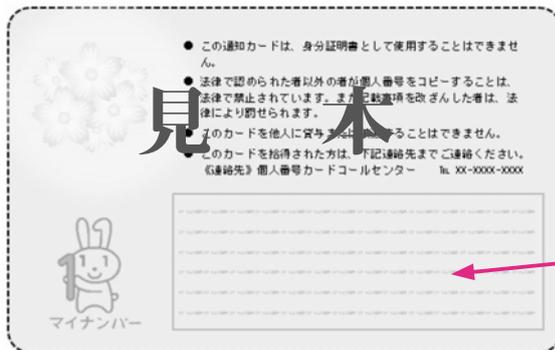
### 1. 西ノ島町でのマイナンバー通知カードの配達が完了しました！！



(表面)

届いた通知カードは、紛失しないように大切に保管してください。

※万一、通知カードを紛失した場合には、再交付を受けるためには、警察への届出と再交付手数料が必要となります。



(裏面)

**忘れずに！**

転居などで住所が変わるときは、住所変更手続きの際に通知カードを忘れずにお持ちください。

通知カード裏面に新しい住所を記入します。

### まだ通知カードが送ってこないんだけど・・・



まだ通知カードがお手元に届いていない方は、役場に返戻されている可能性がありますので、町民課（6-0103）までお問い合わせください。来庁の際は事前に連絡を頂き、免許証等の本人確認書類と印鑑をお持ちください。（代理人が受領する場合は、併せて委任状が必要となります。）

#### 【お問合せ先】

マイナンバーコールセンター ☎ 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）西ノ島町役場 町民課 ☎6-0103